

2014(平成26)年 門信徒だより

慈光(びこう)



第151回 お経の練習会・法話会 !

2014(平成26)年7月27日(日)14時~16時 最誓寺本堂・会館にて

●2014(平成26)年法話会テーマ

「連研テーマにそい、活かされている“この私”のあり方を学びましょう！」

◆今回は「差別」です。

現代社会には、様々な問題があります。その問題の中で、いわれなき差別という現実苦にあえぐ人々がおります。

私たち念仏者として、この「差別」問題をどうとらえ、どう対処したらよいかを、真剣に考えたいと思います。

■人間の尊厳性とは！

★『憲法』第11条には、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」と示されています。

人権とは、人間が生まれながらにして持っている自由と平等の権利です。

★世界人権宣言(昭和23年国連第3回総会で採択)には、

「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と、平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義および平和の基礎である。(同宣言前文)」と示され、その第1条には、「すべての人間は、生まれながら自由で、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、同胞の精神をもって互いに行動しなければならない。」

第2条1項に「何人も、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上もしくは他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、門地又は他の地位というようなかなる種類の差別も受けることなしに、この宣言に掲げられているすべての権利と自由とを享有する権利を有する。」とあります。

■憲法や宣言は、人間の尊厳についてこのように規定していますが、私たち仏教徒としてこのことをどう受けとめたらよいのでしょうか。

人は、人と人との間に生きるから人間といいます。そこに人間関係が生まれ、社会が成立します。その中で、人間は一人ひとり違った生き方をしています。しかし、人間は、生き方の違いを超えて、本来平等であると仏教は説いています。

※みんなちがってみんないい（金子みすゞ）

※世界でたった一つの花

※青色青光黄色黄光赤色赤光白色白光（仏説阿弥陀経）

★釈尊による「カースト制度」の否定。

★封建制度のよとの「士農工商・・・」の身分差別

★「一切衆生悉有仏性 いっさいしゅじょうしつうぶっしょう）」

■仏教では、平等の思想を更にすすめて、生きとし生けるものすべて（人間だけでなく）、成仏の可能性を持ち、また、すべての尊いのちを持っていることにおいて平等と説いています。

★聖徳太子『十七条憲法』第十条「～我必ずしも聖に非ず、彼れ必ずしも愚かに非ず、共に是れ凡夫のみ・・・」

★親鸞聖人（御同朋御同行）

「同一に念仏して別の道なきが故に、遠く通ずるに夫れ四海之内皆兄弟となす為り」

★回向文「願以此功德 平等施一切 同発菩提心 往生安楽国」

現代社会には、いろいろな差別が存在しています。民族差別、女性差別、障害者差別、部落差別などです。そのどれもが、人間関係を上下関係で見、それを尊・卑、貴・賤とするならば、当然差別といえましょう。

この中で、特に人間を生まれによって差別するという、しかも過去の歴史社会の人間によって作為的に生み出された部落差別、民族差別、身分差別（日本の封建時代の士農工商・・・）など、不合理極まる、また、釈尊・宗祖親鸞聖人の精神に反するものはありません。これほど、人間の尊厳性を踏みにじるものはないのです。

■差別は「する側」の問題です。たとえどんな理由があっても、差別されてい

い人は一人もいません。「する側」が差別することの誤りに気づかない限り、差別はなくなりません。

●今、私たちに求められているのは、差別について正しく知ること、差別の現実を知ること、差別されている人の痛みを知ることではないでしょうか。傍観者であってはならないと思うのです。

最誓寺本堂・会館修理終わる！



皆さま方のご寄付により、修理が完了いたしました。ありがとうございました。

なお、ご寄付・特別懇志を、引き続き受け付けております。

第25代本願寺門主に

専如さまご就任！

2014（平成26）年6月6日「法統継承式」行われる！

宗祖親鸞聖人以来、歴代の門主によって絶えることなく受け継がれてきたご法義、お念仏の法統が、第25代の専如ご門主に継承されました。

ここに、新門主のもと、時代に即した浄土真宗の新たな出発が期されることとなりました。



【新門主 専如さま】



【前門主 光真さま】

**新たに本願寺建造物
国宝・重要文化財に指定される！**



【御影堂・阿弥陀堂（手前）】

国の文化審議会は5月16日、「本願寺阿弥陀堂」と「本願寺御影堂」を国宝として新規指定、「旧真宗信徒生命保険株式会社本館（本願寺伝道院）」を重要文化財（建造物）の新規指定、「本願寺」として建築郡（阿弥陀寺堂門、御影堂門、経蔵、鼓桜、手水所、総門）を重要文化財の追加指定とすることを文部科学大臣に答申した。この結果、官報告示を経て国宝、重文に指定されることになる。

陀寺堂門、御影堂門、経蔵、鼓桜、手水所、総門）を重要文化財の追加指定とすることを文部科学大臣に答申した。この結果、官報告示を経て国宝、重文に指定されることになる。



**【御真影（ごしんねい＝親鸞聖人像）
をご安置する御影堂】**



【阿弥陀如来像をご安置する阿弥陀堂】